

岡山県産米粉利用拡大事業委託仕様書

1 業務の趣旨及び概要

世界情勢は依然として不安定な状態が続いており、輸入小麦価格が再び高騰することも懸念される中、国では輸入小麦粉の代替として、国内で自給可能な米粉に着目し、消費拡大や機器導入支援等の各種施策を展開しており、本県においても県産米粉を使用した商品開発を支援しているところである。

さらなる県産米粉の利用拡大を図るため、食品製造事業者に対して県産米粉を使用した商品の販売促進支援を行うとともに、一般消費者への米粉商品の情報発信を実施する。

2 委託業務名

岡山県産米粉利用拡大事業

3 委託業務の内容等

県産米粉を使った商品の販売を行う食品製造事業者を対象に、県内米粉製造事業者等と連携して、以下の業務を実施すること。

(1) 販売促進支援

販売促進のための専門家派遣やPR資材の作成など、個々の事業者に応じた支援を行う。また、販促イベントを実施し、一般消費者に向けた商品PRを行う。

①販売促進に関する助言等

- ・法令等に基づき、食品表示等、販売に必要となる事項に関する情報提供を行うこと。
- ・食品製造事業者からの要望や状況に応じて専門家を派遣し、販売促進に効果的なPOPデザインや売り場づくり、商品のPR方法などに関する助言を行うこと。

②PR資材の作成

- ・県産米粉を使った商品を販売する際に活用できる、米粉のPR資材を作成する。作成したPR資材は食品製造事業者等へ提供するとともに、県産米粉をPRする機会を通じて幅広く活用すること。

③販促イベントの企画運営

- ・県産米粉を使用した商品の販促イベントを企画運営すること。
- ・販促イベントの内容は、本事業の販売促進支援を受けた食品製造事業者を中心に、商品販売及びPRを行うなど、本事業の周知及び県産米粉の利用拡大に幅広くつながるようなものとする。

④アンケートの実施

- ・食品製造事業者に対して、販売促進支援への意見、商品の販売状況、今後の県産米粉の利用拡大意向などに関するアンケートを行うこと。なお、アンケート内容については、県と協議し、決定することとする。

(2) 情報発信

特設ホームページやSNS等の媒体を活用し、県産米粉を使用した商品等について広く情

報発信を行う。

①特設ページの運営

- ・県産米粉に関する情報（米粉の特徴、県産米粉を使用した商品、販売店舗、米粉活用レシピ、イベント情報等）を掲載すること。
- ・特設ページのドメインは、本業務終了後も本県が引き続き使用できるよう措置を行うこと。
- ・サイト構築や保守管理にあたっては、岡山県セキュリティポリシーを遵守すること。

②SNSの活用

- ・県産米粉に関する情報（米粉の特徴、県産米粉を使用した商品、販売店舗、米粉活用レシピ、イベント情報等）を発信すること。
- ・新商品やイベントに関する情報はタイムリーな発信を行うなど、効果的な情報発信に努めること。

4 業務に係る留意事項

- (1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書の定め及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理すること。
- (2) 委託業務実施にあたっては県の指示に従うこと。

5 実績報告書等の提出

委託業務終了後、事業の成果を取りまとめ、速やかに報告書を作成し提出すること。

6 委託予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間とする。

7 委託限度額

1, 377, 470円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

8 その他

- (1) 委託業務の成果物に係る著作権等は、岡山県に帰属する。
- (2) 本事業実施に際して知り得た企業等及び個人の事実・情報等については、契約期間中のみならず、契約終了後も守秘義務を遵守すること。
- (3) 委託事業の実施に当たり、取得価格が10万円以上の機械、器具又は物品の使用が必要となる場合、当該備品の調達方法については、特段の事情がない限り、賃貸借契約（リース又はレンタル）により整備すること。
- (4) 総勘定元帳、現金出納簿等の会計帳簿及び労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。
- (5) 受託者は、当該業務の遂行方法等について不明な点が生じたときは、その都度岡山県農林水産部対外戦略推進室と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (6) 岡山県農林水産部対外戦略推進室は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。